諮問庁：法務大臣
諮問日：平成１９年８月７日（平成１９年（行情）諮問第３７２号）
答申日：平成２０年７月２９日（平成２０年度（行情）答申第１７１号）
事件名：「機器完成図」等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

東京拘置所の非常電鈴設備に係る「機器完成図」及び「防犯システム（非常電鈴）取扱説明書」（表紙のみ。）（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定について，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は，不開示とすることが妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が平成１９年３月２７日付け東管総発第９１４号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求めるものである。

２　審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は，審査請求書及び意見書の記載によれば，おおむね以下のとおりである。

（１）審査請求書の記載

ア　法務大臣官房営繕課監修「矯正施設用電気設備工事標準図平成７年版」，同「矯正施設用電気設備工事標準図平成１３年版」，建設大臣官房官庁営繕部監修「電気設備工事共通仕様書平成９年版」及び同「電気設備工事標準図平成９年版」（以下「標準図等」という。）において開示されている部分は，開示すべきである。

イ　本件対象文書の不開示部分を，以下の別件開示文書と比較対照されたい。

①　福岡拘置所殿向け総合警備システムタッチパネル取扱説明書（平成１７年９月３０日付け福管総発第３０３号開示決定）

②　福岡拘置所殿向け巡警・巡回システム取扱説明書（平成１７年

９月３０日付け福管総発第３０３号開示決定）

③　福岡拘置所総合警備システム・夜間巡回表示装置仕様書（平成１８年度（行情）答申第１８０号）

④　小倉拘置支所総合警備システムタッチパネル取扱説明書（平成１９年度（行情）答申第１５８号）

⑤　福岡刑務所タッチパネル操作機取扱説明書（平成１９年度（行情）答申第１５８号）

⑥　福岡刑務所総合警備システム仕様書（平成１９年度（行情）答申第３０３号）

⑦　小倉拘置支所総合警備システム及び夜間巡回表示装置仕様書（平成１９年度（行情）答申第３０４号）

⑧　福岡刑務所総合警備システム更新整備完成図書（平成１９年度（行情）答申第４６９号）

⑨　福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事特記仕様書（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑩　福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事電気設備機材等指定表・工事区分表（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑪　福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事Ｅ棟幹線・弱電設備系統図（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑫　福岡拘置所収容棟等新営（電気設備）工事Ｅ棟分電盤結線図（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑬　福岡拘置所収容棟等新営（機械設備）工事特記仕様書（平成１９年度（行情）答申第１２１号）

⑭　平成１０年７月８日付け福岡拘置所長指示第３５号「総合警備システムの運用について」（平成１５年９月２５日付け福管総発第３１９号開示決定）

⑮　平成８年５月１１日付け福岡拘置所長達示第２７号「拘置所における規律の維持等に関する刑務官職務規程実施細則」（平成１４年５月２４日付け福管総発第１７６号開示決定）

ウ　非常電鈴設備に係る警備機器の設置台数，機能，操作手順等は，東京拘置所の物品管理簿・物品出納簿等からも特定でき，いかなる機器，物品等があるのかを確認できる。

エ　非常電鈴設備については，メーカーに問い合わせるなどすれば，各機器やその機能等も紹介・説明されるし，当該メーカーを含む各セキュ

リティ関連企業のホームページでも広く公にされている。さらに，電気・機械関係，セキュリティ関係の図書・新聞やインターネットを検索すれば，非常電鈴設備，各機器等の写真，図面等が紹介されている。

オ　原処分は違法で，取り消されるべきであり，開示決定を求める。

（２）意見書の記載

ア　審査請求人に開示された文書は，ほとんど黒塗りされたものばかりであり，当該機器等が一般に市販されているものであることを考えると，諮問庁の理由説明には納得できない。

イ　美祢（みね）社会復帰促進センター等では最新の保安・警備機器等の情報を公にしていながら，同じ刑事施設で旧式の保安・警備機器等の情報は公にできないというのは，し意的で不合理な理由である。

特に，平成１８年５月２４日から「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が施行され，旧監獄法施行時期より開けた処遇が行われることが定められている。多くの被収容者の面会に職員の立会がなくなっており，諮問庁が説明するような当該機器等の機能を阻害することを目ろむ者がいれば，その面会を通じて外部の者に依頼することも容易なのである。

第３　諮問庁の説明の要旨

１　理由説明書の記載

（１）本件開示決定に至るまでの経緯は次のとおりであった。

平成１８年６月２３日受付開示請求書により，「東京拘置所の非常電鈴装置，非常電鈴受信盤，非常電鈴副受信盤に関する表紙なども含めた取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項等，仕様書，設計図，機器配置図等施工図，図面等，支出計算書証拠書類等のすべての文書」の開示請求がされ，処分庁は，同年７月２１日付け東管総発第２５７３号「行政文書開示請求書について」により，本件開示請求に係る文書として，「機器完成図　件名　東京拘置所新営（電力設備）第５回工事非常電鈴設備」及び「東京拘置所新営（通信設備）工事　防犯システム（非常電鈴）取扱説明書」（以下「取扱説明書１」という。）があること，及び「支出計算証拠書類」については保有していないことについて情報提供したところ，審査請求人が，同月３１日受付「平成１８年７月２１日付東管総発２５７３号行政文書開示請求書についてに対する回答書」により，「支出計算証拠書類」については取り下げる旨回答するとともに，同年８月１１日受付「平成１８年８月１日付東管総発２７１５号行

政文書開示請求書についてに対する回答書」により，取扱説明書については，「表紙」及び「目次」を請求する旨回答してきた。このため，処分庁は，対象文書として「機器完成図」（下記のとおり，開示決定通知書で特定されている「機器完成図」には，「機器完成図」そのもののほか，「試験結果報告書」及び「取扱説明書」（以下「取扱説明書２」という。）が含まれている。）並びに取扱説明書１の表紙及び目次を特定し，同月１４日付けで，法１１条の規定に基づく開示決定期限の特例を適用した上で，同年９月１３日付け東管総発第３２５５号開示決定通知書において，本件対象文書のうち，取扱説明書１の目次のみ全部開示し，平成１９年３月２７日付け東管総発第９１４号開示決定通知書において，その余の部分，すなわち，機器完成図（試験結果報告書及び取扱説明書２を含む。）並びに取扱説明書１の表紙を一部開示決定したものであり，本件審査請求は，後者の一部開示決定に対してされたものである。

（２）本件対象文書に係る「非常電鈴設備」とは，いわゆる非常ベル設備のことであり，東京拘置所内で非常事態が発生した場合，押しボタンを押すことにより電鈴が鳴動し，併せて受信盤等に非常事態の状況が表示されるものである。

本件対象文書は，東京拘置所の当該設備に係る機器完成図及び取扱説明書１（ただし，表紙のみ）と特定されており，このうち，機器完成図と特定されている文書には，機器完成図そのもののほか，試験結果報告書及び取扱説明書２が含まれているが，これは，本件開示請求が，当該設備に係るすべての文書を請求するものであったことから，同拘置所が保有する当該設備に係る図面等関係文書を探索した結果，これらの文書を保有していることが判明し，そのすべてを特定したものである。

（３）東京拘置所は，平成８年１０月に新庁舎（中央管理棟，南収容棟及び北収容棟）増築工事が開始され，新庁舎のうち中央管理棟及び南収容棟の工事が先行して行われ，非常電鈴設備については，旧庁舎内の既存の非常電鈴押しボタン又は新設された非常電鈴押しボタン等のシステムを，中央管理棟の総合監視室内に新設された非常電鈴受信盤と連動させる工事が並行して行われ，機器完成図（試験結果報告書及び取扱説明書２を含む。）は，当該工事の完了に際して，同拘置所が施工業者から取得したものである。

一方，取扱説明書１は，東京拘置所の新庁舎に新設された非常電鈴設備に係る文書として，本件開示請求時点で同拘置所が保有しているもの

が特定されたものであり，当該設備の総合的・全体的な取扱説明書である。

なお，東京拘置所の非常電鈴設備増改築工事については，上記の新庁舎増築工事以前は，昭和５８年に処遇管理棟，舎房等の増築に係る工事が実施されており，当該工事に係る関係文書は，行政文書ファイル「新営工事に関する書類」中に保存されているものと考えられるところ，同ファイルは，「「法務省行政文書管理規程の矯正施設，矯正研修所及び矯正管区における運用細目について（依命通達）」の一部改正について」（平成１７年１月２５日法務省矯正局長依命通達）において保存期間が５年とされており，本件開示請求時点で既に保存期間が満了していることから，同拘置所において関係文書を廃棄済みであり，保有していない。

（４）以下，本件対象文書の種類ごとに，不開示とした部分の不開示情報該当性について説明する。

ア　機器完成図

機器完成図とは，工事目的物の完成時の状態を表現した図面である。本件の場合，非常電鈴設備の工事（上記の旧庁舎に係る同設備を新庁舎に設置した非常電鈴受信盤に連動させる工事）の完了に伴い，東京拘置所が施工業者から入手した当該設備に係る図面であり，その内容を大別すると，当該設備の構成機器の外観を示した外観図（以下「外観図」という。），非常電鈴受信盤の各部の詳細図（以下「詳細図」という。），フローチャート，回路図から構成されている。

外観図及び詳細図の不開示部分には，それぞれ非常用押しボタンと非常電鈴受信盤の寸法，構造，材質等，非常電鈴受信盤の操作部及び窓部の外観，寸法，材質等が詳細に記載されており，フローチャートの不開示部分には，押しボタンが押された場合及び試験時の非常電鈴設備の反応や人為的操作に係る流れ図が，回路図の不開示部分には，非常電鈴設備の配線状況が，それぞれ詳細に記載されており，処分庁は，当該不開示部分（以下「不開示部分１」という。）について，法５条４号及び６号の不開示情報に該当するとしており，各部分にはいずれも表題部があり，そのうち，施工業者の社員の姓（印影を含む。）（以下「不開示部分２」という。）については，法５条１号の不開示情報に該当する。

（ア）不開示部分１

刑事施設がその責務を果たすためには，自殺，逃走，外部から行わ

れる身柄奪取や逃走の援助，外部からの侵入又は施設に対する攻撃等による施設機能の妨害や破壊等の保安事故を防止する必要があることから，刑事施設は，従来から，保安・警備に万全を尽くすよう努めるとともに，施設設備の配置や具体的な構造及び機能，設置箇所及び設置個数並びに職員の勤務体制等といった保安事故の発生を容易にする性質をもつ情報は，外部漏えいの防止に意を尽くしてきたところである。

こうした情報は，これを明らかにすることにより，その間げきをついて種々の異常事態をじゃっ起することが容易になるものであり，刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報であり，法５条４号に該当する。

また，その結果，施設内の適正な管理運営を維持するため，既存の施設設備の設置状況や職員の勤務体制を変更せざるを得ないこととなり，施設における適正な事務の遂行に支障が生ずることから，法５条６号にも該当する。

不開示部分１を明らかにした場合，例えば，押しボタンや非常電鈴受信盤を破壊して機能を阻害することや配線の切断，損傷等を企図することが容易になり，非常時に押しボタンが押された際の機器の反応や必要となる操作が明らかになることにより，非常電鈴装置そのものの機能を阻害することが容易になることから，不開示部分１は法５条４号及び６号に該当する。

（イ）不開示部分２

不開示部分２には，非常電鈴設備を施工した業者の社員の姓（印影を含む。）が記載されており，当該情報は，法５条１号に規定されている個人識別情報であり，同号ただし書イ，ロ及びハのいずれにも該当しない。

イ　試験結果報告書

試験結果報告書とは，各種設備を施工した業者が，当該設備の信頼性を担保するために，正常に機能するか否か確認するために行った試験の結果が記録されたものであり，不開示部分には，東京拘置所の非常電鈴設備の設置場所，試験結果並びに非常電鈴受信盤及び非常用押ボタンに係る点検箇所のほか，施工業者の社員の姓（印影を含む。）が記載されている。

当該設備の設置場所を明らかにすることにより，異常事態のじゃっ起を試みようとする者に対し，当該設備の破壊等の対抗措置を講じる切っ掛けを与えることにもなりかねず，当該設備が設置されていない箇所が判明することから，逃走等の企図が容易になる。また，非常電鈴受信盤等の点検箇所については，点検に際しての着眼点が示されており，同受信盤等のおおよその機能とその重要度が明らかになることから，同様に対抗措置が講じられるおそれがあり，更に，試験結果については，結果が不良であった箇所が明らかにされた場合，当該設備の弱点を露呈する結果になる。

以上のとおり，当該設備の設置場所，試験結果及び非常電鈴受信盤等の点検箇所に係る情報は法５条４号に該当する。

また，施工業者の社員の姓（印影を含む。）については，法５条１号に規定されている個人識別情報であり，同号ただし書イ，ロ及びハのいずれにも該当しない。

ウ　取扱説明書２

取扱説明書２は，大別すると，①非常電鈴設備の機能が阻害される場合等の「警告」や「注意」に関する記載，②当該設備の具体的な操作方法及び機器の状態に関する記載，及び③定期的な交換が必要な部品に関する記載から構成されている。

刑事施設に設置されている警備機器は，施設の保安・警備のかなめであり，その取扱説明書に記載されている具体的な事項は，施設の職員等のごく一部の関係者以外にみだりに知らしめるような性質のものではない。取り分け，こうした内容が施設の被収容者に知られることになった場合，警備機器の機能を阻害する，また，これを悪用して施設の保安・警備に重大な危機が生じるおそれが否定できないことから，基本的にその内容のほとんどの部分は不開示とすべきである。

取扱説明書の「警告」等に関する記載を開示した場合，当該設備の機能が阻害されたり，当該設備が故障する条件が明らかになる。また，具体的な操作方法等に関する記載についても，これを開示すると，それを利用して当該設備の正常な機能を阻害することが容易になる。さらに，部品に関する記載は，当該設備及び部品のおおよその性能が推測されるほか，各部品の耐用期間等が記載されていることから，性能の減退に乗じた機能阻害が容易になる。

以上のとおり，いずれの情報も法５条４号に該当する。

エ　取扱説明書１の表紙

非常電鈴設備を施工した業者の社員の印影が不開示とされており，上記のとおり，当該情報は不開示とすべきである。

２　補充理由説明書の記載

処分庁が不開示とした部分の一部について開示することが相当と思料され，また，文書の特定について補充説明する必要が生じたことから，以下のとおり説明する。

（１）開示する部分について

「機器完成図」の不開示部分のうち，施工業者の社員の姓を記載する部分に，社員のイニシャル又はサインが記載されている。当該イニシャル等は，それ自体で特定の個人を識別することができる情報ではなく，また，他の情報と照合した場合も同様であることから，当該情報は，法５条１号本文前段情報に該当しない。また，当該情報を開示することにより，当該社員の権利利益を害するおそれがあるものでもないので，同号本文後段情報にも該当せず，その他の不開示情報にも該当しないことから，当該社員のイニシャル又はサインについては，開示することとする。

その余の別紙に掲げた部分については，非常電鈴設備の具体的な機能等を記載した部分ではなく，当該設備の非常電鈴受信盤のランプの種別に係る情報又は一般的な注意事項に過ぎず，不開示とする理由がないことから，開示することとする。

他方，Ａ－３ページの７行目に記載された情報については，非常電鈴設備の一般的な注意事項にすぎず，開示すべきと考える余地もあるが，当該情報は，当該設備の緊急時の操作に支障が生ずる原因にかかわるものであり，これを開示すると，当該設備の機能阻害が容易になることから，法５条４号に該当する。

（２）文書の特定について

本件開示請求は，東京拘置所の非常電鈴設備に係る取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項等，仕様書，設計図，機器配置図，施工図，図面等，支出計算証拠書類など，非常電鈴装置に係るすべての文書を求めるものであるところ，本件対象文書として特定されているものは，このうち，設計図，機器配置図，施工図，図面等に該当する「機器完成図」，及び取扱説明書，取扱マニュアル，操作方法，注意事項等に該当する「防犯システム（非常電鈴）取扱説明書」のみであり，仕様書

及び支出計算証拠書類については特定していない。

東京拘置所の非常電鈴設備に係る工事は，法務省が契約主体となって実施したものであり，その支出に関する書類は，法務省が保有しており，東京矯正管区は仕様書及び支出計算証拠書類を保有していない。

第４　調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

①　平成１９年８月７日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年１０月１日　　審査請求人から意見書及び資料を収受
④　同年１１月８日　　本件対象文書の見分及び審議
⑤　平成２０年７月７日　　諮問庁から補充理由説明書を収受
⑥　同月１７日　　審議
⑦　同月２５日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件対象文書について

当審査会において見分したところ，本件対象文書は，東京拘置所が施工業者から取得した非常電鈴設備に係る機器完成図，試験結果報告書及び取扱説明書から構成されている。

原処分においては，各文書における施工業者の社員の氏名及び印影が法５条１号に該当するとして，以下の部分が法５条４号及び６号に該当するとして，不開示とされている。

①　機器完成図

非常電鈴設備構成機器の寸法，構造及び材質，非常電鈴受信盤の操作部・窓部の外観，寸法及び材質，非常電鈴設備の反応及び人為的操作に係る流れ図並びに非常電鈴設備の配線状況

②　試験結果報告書

非常電鈴設備の設置場所，試験結果及び点検箇所

③　取扱説明書

非常電鈴設備の操作方法，警告事項及び注意事項，非常電鈴設備構成機器の定期交換部品等

審査請求人は，原処分の取消しを求めると主張し，上記第２の２記載のとおり不服の理由を述べている。

審査請求人は，不開示部分すべての開示を求めているところ，諮問庁は，別紙に掲げる部分については開示するが，その余の部分は，法５条１号，４号及び６号に該当するとしてなお不開示とすべきとしているので，以下，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分（以下「本件部分」という。）

の不開示情報該当性について検討する。

2　不開示情報該当性について

（１）施工業者である民間会社の社員の氏名及び印影について

本件対象文書のうち，①機器完成図の各図面，②試験結果報告書の各文書，及び③「防犯システム（非常電鈴）取扱説明書」（表紙のみ。）において，施工業者である民間会社の社員の氏名及び印影が不開示とされている。

当該社員の氏名はもとより，印影についても，個人の氏名が記されていることから，いずれも個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものと認められる。また，不開示とされた氏名は民間会社の社員であって公表慣行をうかがわせる事情はなく，印影についても，その押なつ状況等に照らし，印影それ自体に公表慣行があるとは認められないから，いずれも法５条１号ただし書イに該当しない。その他同号ただし書ロ及びハに該当するとする事情も存しないことから，当該社員の氏名及び印影は，同号の不開示情報に該当すると認められる。

（２）非常電鈴設備の設備情報について

本件対象文書のうち，①機器完成図において，非常電鈴設備構成機器の寸法，構造及び材質，非常電鈴受信盤の操作部・窓部の外観，寸法及び材質，非常電鈴設備の反応及び人為的操作に係る流れ図，非常電鈴設備の配線状況が，②試験結果報告書において，非常電鈴設備の設置場所，試験結果及び点検箇所が，また，③取扱説明書において，非常電鈴設備の操作方法，警告事項及び注意事項，非常電鈴設備構成機器の定期交換部品等が不開示とされている。

本件対象文書において，本件部分につき，諮問庁は，これらを開示すると，逃走その他の異常事態をじゃっ起させるおそれがあると説明しているので，以下，本件部分の不開示情報該当性を検討する。

ア　東京拘置所は，他の刑事施設と同様に，適正かつ迅速な裁判の実現及び刑の適正な執行のため，被収容者を拘禁し，必要な処遇を行うこと等をその業務としている。このような刑事施設の業務の性格から，一般に刑事施設においては，被収容者の逃走の危険性が常に存在し，また，刑事施設を攻撃し，被収容者の身柄の奪取又は逃走の援助を企図する者が時として存在し得ることも否定できないものと認められる。そして，このような事態の発生は，社会に極めて大きな不安と動揺をじゃっ起するのみならず，公訴の維持及び刑の執行に重大な影響を及ぼすおそれがあるものと認められる。

イ　本件部分には，非常電鈴設備構成機器の寸法，構造及び材質，非常電鈴受信盤の操作部・窓部の外観，寸法及び材質，非常電鈴設備の反

応及び人為的操作に係る流れ図，非常電鈴設備の配線状況，非常電鈴設備の設置場所，試験結果及び点検箇所，非常電鈴設備の操作方法，警告事項及び注意事項，非常電鈴設備構成機器の定期交換部品等に関する情報が記載されており，これらを開示した場合には，当該設備の正常な動作への妨害，当該設備の破壊が可能な手順，方法等を推測させるおそれがあることは否定できないものと考えられる。

ウ　法５条４号は，特に，「行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある」ことを不開示情報の一つの要件として規定している。その趣旨は，当該情報の性質上，開示・不開示の判断に，刑の執行等に関する将来の予測をも前提とした専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから，同号に規定する不開示情報に該当するかどうかについての行政機関の長の判断を尊重し，その判断が合理性を持つものとして許容される限度内のものであるか否かという観点から審理するのが適当であるとされたものである。そして，上記ア及びイで述べた事情によれば，諮問庁が本件部分を公にすることにより刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとする判断は不合理なものとは言えず，本件部分は，法５条４号に規定する相当の理由がある情報に該当するものと認められる。

エ　なお，諮問庁は，法５条６号にも該当するとしているが，上記ウのとおり，本件部分は同条４号に該当すると認められるため，同条６号については判断するまでもない。

３　審査請求人の主張について

審査請求人は，以下の主張をしている。

標準図等に記載されている情報及び審査請求人が過去に開示の実施を受けた文書に記載されている情報と同じ情報は開示すべきであり，メーカーのホームページ，図書及び新聞では，写真，図面等が紹介されている。

また，美祢社会復帰促進センターでは，保安・警備機器の情報を公開している。

これらについて検討すると，まず，標準図等に記載されている情報とは，刑事施設における電気設備工事の一般的な基準を示したものであるから，実際に東京拘置所に設置されている具体的な非常電鈴設備についての情報と同列に論じることはできない。

次に，審査請求人が過去に開示の実施を受けた文書に記載されている情報とは，福岡刑務所，福岡拘置所及び小倉拘置支所の非常電鈴設備についての情報であって，当該開示決定等における処分庁は，本件における処分庁とは異なるから，本件部分に記載されている東京拘置所の非常電鈴設備についての情報を公にすべきと言うことはできない。

さらに，メーカーのホームページ，図書及び新聞についても，これらは一般的な警備機器に関する情報であるから，本件部分に記載されている東京拘置所の非常電鈴設備についての情報を公にすべきとする根拠とはならない。

また，諮問庁から資料の提示を受け，確認したところ，美祢社会復帰促進センターの公表資料には，本件部分のような非常電鈴設備に関する情報は記載されていないことが認められる。

よって，審査請求人の主張を採用することはできない。

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法５条１号，４号及び６号に該当するとして不開示とした決定については，諮問庁が同条１号，４号及び６号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は，同条１号及び４号に該当すると認められるので，同条６号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であると判断した。

（第１部会）

委員　大喜多啓光，委員　村上裕章，委員　吉岡睦子

別紙　　開示する部分

開示する部分
機器完成図の表題部のうち，施工業者の社員のイニシャル及びサインの記載
試験結果報告書のうち，ランプの種別の記載
取扱説明書（非常電鈴受信盤７５Ｌ）のうち，以下の部分
Ａ２ページ６行目から９行目まで Ａ３ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ２行目から３行目まで Ｈ２ページ１５行目から１６行目まで Ｈ９ページ２０行目から２１行目まで Ｈ１１ページ１行目から４行目まで Ｔ１ページ３行目から８行目まで